

## 地域医療介護総合確保基金の活用について（安佐医師会病院）

### 1 事業概要

現在の安佐市民病院の北館に新設する安佐医師会病院の整備について、病床機能分化・連携促進基盤整備事業の中の「複数の医療機関間の連携による病床再編事業」（別紙参照）として、地域医療介護総合確保基金を活用するものである。

#### (1) 連携病院

広島市立安佐市民病院、J A 広島厚生連吉田総合病院、安芸太田病院、北広島町豊平病院、安佐医師会病院（新設）

#### (2) 基金活用における整備区分

- ・再編計画に基づく他用途への変更

現安佐市民病院の既存建物を改修し、安佐医師会病院を整備  
（地域包括ケア病床 82 床、緩和ケア病床 20 床）

### 2 整備スケジュール

令和元年度 実施設計

令和 2～4 年度 改修工事、開設

## 病床機能分化・連携促進基盤整備事業の概要（案）

広島県医療介護計画課

### 趣旨

広島県地域医療構想（平成28年3月策定）の実現のため、不足が見込まれる病床機能への転換や、医療機関の事業縮小等に際して必要となる経費に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度を実施することにより、医療機関における病床機能分化・連携の自主的な取組を支援する。

### 1 回復期病床への転換に係る事業（平成29年度から実施）

#### (1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、回復期以外の病床から「回復期病床」へ転換する際に必要となる施設・設備の整備事業

#### (2) 補助内容（※調整中）

	基準額	補助対象経費
施設整備	①増改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 1床当たり 4,640千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 1床当たり 3,406千円	回復期病床を整備するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
設備整備	1施設当たり 10,800千円	回復期病床を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が100千円以上のものに限る。

補助率：施設整備 1/2，設備整備 1/2

※ 回復期以外の病床から、10床以上を地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床に転換するもの。  
（調整中）

## 2 医療機関の事業縮小に係る事業（※調整中）

### （1）建物の改修整備費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

※ 広島県地域医療構想公示日（平成 28 年 3 月 31 日）までに取得（契約）した病棟・病室等に限る。

※ 許可病床として報告している病床を 10 床以上削減する場合に限る。

### （2）建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

※ 広島県地域医療構想公示日（平成 28 年 3 月 31 日）までに取得（契約）した建物及び医療機器に限る。

※ 許可病床として報告している病床を 10 床以上削減する場合に限る。

【対象となる勘定科目】

- ・固定資産除却損
- ・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
- ・固定資産売却損（売却収入を含む）

### （3）人件費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

※ 地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限る。

※ 許可病床として報告している病床を 10 床以上削減又は転換する場合に限る。

【標準単価】

退職金の割増相当額：上乘せ分負担の補助（上限は 6,000 千円）

## 3 複数の医療機関間の連携による病床再編事業（※調整中）

地域医療構想の実現に向けて、複数の医療機関間で合意した再編計画に基づき実施する機能分化・転換などの病床再編を行うために必要な経費

※ 原則、10 床以上の病床削減を伴う再編計画に限る。

【整備区分】

- ・再編計画に基づく他機能への転換
- ・再編計画に基づく他用途への変更
- ・再編計画に基づく医療機器の購入
- ・再編計画に基づく建物や医療機器の処分
- ・その他知事が必要と認める経費

## 4 留意事項

■ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業について、地域医療構想と整合性がとれており、かつ、施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認されている必要があること。

■ 整備基準や要件、補助率等については現在調整中であり、意向調査の提出があった医療機関に対して、ヒアリング実施までを目処に通知する。